

「Withコロナ」時代のデジタル・フォレンジック

予期せぬ急速なデジタル・シフト

2020年、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の急激な世界的流行は、私たちの生活を一変させ、「新たな生活様式」の実践を余儀なくされました。企業活動においても、テレワークや時差通勤、オンライン会議の推奨などの新しい働き方のスタイルが推奨され、政府においてもテレワークの阻害要因として指摘された「はんこ文化」の見直しを促す（注1）など、わずか半年の間に、これまで長い間進まなかった企業活動のデジタル・シフトが、急速に浸透してきました。平時であれば、制度ややり方を変えるにあたって、事前の十分な検討と準備、そして周知浸透期間を経てから実行することが出来ますが、有事においては、そのような余裕はないことを、図らずもほとんどの企業が経験することとなったのです。

デジタル・フォレンジックは当たり前の技術に

今般の急速なデジタル・シフト以前においても、企業活動の大部分はデジタルデータに置き換えられ、調査実務においてデジタル・フォレンジック調査は事実上必要不可欠なものとなっていました。しかし、いわゆる有事の手法であったデジタル・フォレンジックは、報道等でその名前を見聞きすることはあっても、いざ自身の会社で不正行為が発生した際に、デジタル・フォレンジック調査を想定した適切で迅速な対応がとれるほどに浸透しているとは言い難いというのが現状です。弊社の経験上、内部通報等により不正行為の疑いが生じた際に、ヒアリング中心の調査を行い“シロ”と判断した事案において、実は不正が行われていたことが後日発覚したというような事例は少なくありません。電子データの証拠保全を適切なタイミングで実施しなかったために隠ぺい行為が行われ、多くの証拠が散逸し、復元もほぼ不可能となり、実態解明が困難となってしまいます。

新型コロナ問題は、企業の活動や業績に“コロナ以前”からは想像もできない変化を及ぼしています。不正行為者は“不正は露見しない”と考えて実行しますが、不正行為者にも予見できなかった企業の環境変化により、不正行為やその隠ぺい工作を継続できなくなり、これらが露見する契機にもなります。また、テレワーク推進に際して、制度の整備や周知等の十分な準備がなされない場合には、各個人の判断や解釈の余地が生じること、管理者の目が行き届かなくなることなどを遠因として、うっかりミスを含む不適切行為の可能性は高まりますので、その痕跡としてのデータを検証することの重要性が更に高まることは想像に難しくありません。

対応としては、業務端末をシンクライアント化したり、機能制限をしたりする「予防」のアプローチも必要ですが、あらゆるリスクに備えるには膨大なコストがかかります。そもそもすべてのリスクにあらかじめ対応することは不可能であり、不正行為者は統制環境の弱点について不正を実行しようとするので、内部監査等による「発見」のアプローチとそれによるけん制も必要です。内部統制は「予防」と「発見」のバランスであることは、デジタル・シフトしても変わりません。

このように考えると、内部監査等において、電子データを調査するデジタル・フォレンジックはいよいよ必須の技術になったと捉えるべきでしょう。

（注1）押印についてのQ&A（内閣府、法務省、経済産業省 令和2年6月19日）
<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

自社内における調査体制の確立に向けて

2020年6月の公益通報者保護法改正によって、300人以上の従業員がいる企業においては、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）が義務付けられました（注2）。テレワークの推進を挙げるまでもなく、企業活動の大部分が電子化された環境下では、デジタル・フォレンジック調査を自社内で行える体制が必要といっても過言ではないでしょう（注3）。改正公益通報者保護法の施行に向けて、デジタル・フォレンジック調査の手順（初動対応、データの収集・保全、データの復元・分析等）のうち、自社内でどこまでカバーするのか、使用するツールや技術の習得をどうするのかなどについて、コストや運用負荷を考慮して検討することが必要になると考えられます。多くの場合、調査対象者が数名程度の調査であれば、自社でデジタル・フォレンジック調査を行えるように準備し、仮に外部調査に移行しても、自社で調査したデータを外部調査でも活用できるようにしておくことが現実的な目標になると考えられます。

（注2）公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)の概要。なお、中小事業者（従業員数300人以下）においては努力義務とされる。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0001.pdf

（注3）「内部通報に適切に対応するために必要な体制」の具体的な内容については、今後、内閣総理大臣が、消費者委員会の意見を聴いたうえ作成する「指針」で定められることが予定されている。


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。